

被収容者のための不服申立マニュアル Ver.3

監獄人権センター 相談部

1 さまざまな不服申立ての手段、そのメリット・デメリット

刑事施設の職員から違法・不当な扱いを受けたときに、被収容者が行うことができる不服申立ての手段は、さまざまな法律・制度の中でいくつか用意されています。その主なものは下の図のとおりです。

このうち、多くの場合に最も使いやすいのは(1)の不服申立てと(2)の視察委員会への投書です。(1)は手続が簡単で時間も費用もかからず、自力でできるメリットがあります。欠点は、行政内部の手続なので中立性が期待できないことですが、矯正管区長や法務大臣には理由を付して文書で回答する義務があります。

また、再審査の申請を棄却する場合には事前に第三者機関（不服審査調査検討会）のチェックを受けることになっています。第三者機関のチェックに通じそうもない事案では、矯正管区長や法務大臣が自主的に所長の措置を取り消したケースもあります。

(2)の視察委員会は個別の不服申立てを受け付ける機関ではありませんが、刑務所の運営全般について所長に意見を述べるので、受刑者全体に関わるような問題なら取り上げられる可能性があります。

視察委員会は弁護士や医師などの第三者で構成されるので、(1)よりもさらに中立性が期待できます。視察委員会の意見には法的拘束力はありませんが、視察委員会は刑務所に説明や資料提出を求めたり、被収容者に面接して事実を調査する

権限があり、委員会の活動しだいでは実際上の効果が期待できます。

(3)の訴訟の効果は強力ですが、弁護士に依頼しないと実際に行うのは困難で、多額の費用と時間と労力がかかります。裁判所は刑事施設側の扱いが「違法か適法か」しか審査せず、「不当か否か」は審査しません。したがって、不当な扱いでも施設長の裁量権の範囲内なら「違法ではない」として被収容者側の敗訴となります。このため、受刑者側が勝訴する見込みは低くなります。

(4)の人権救済申立ては弁護士会が扱うので

- 刑事被収容者処遇法の不服申立手段
- (1) 不服申立手続
 - ① 審査の申請（→再審査の申請）
 - ② 事実の申告（→法務大臣への事実の申告）
 - ③ 苦情の申出（所長、監査官、法務大臣への苦情の申出）
- (2) 刑事施設刑務所視察委員会への投書
- 従来からある不服申立手段
- (3) 訴訟
 - ① 行政訴訟（処分取消訴訟など）
 - ② 国家賠償請求訴訟
- (4) 弁護士会への人権救済申立て
- (5) その他の手段
 - ① 法務省人権擁護局への人権侵犯被害の申告
 - ② 刑事告訴・告発
 - ③ 請願
 - ④ マスコミへの通報

中立性が期待でき費用もかかりませんが、施設側が調査に協力しないと結論が出るまでに時間がかかります。1年以上ということも珍しくありません。しかし、弁護士が被収容者と面接して調査するなどのメリットもあります。医療問題などで他の手段ではどうしようもないとき、多少時間がか

かるのは覚悟のうえで利用することが考えられます。

(5) の告訴・告発も費用や労力はかかりませんが、警察や検察はもともと刑務官と同様に犯罪者を相手にした分野なので刑務官に同情的な傾向があり、直接の効果はほとんど期待できません。

代理人なしでは(あっても!) 難しい訴訟

刑務所相手に「訴訟をやりたい」という被収容者は多い。確かに、行政内部の不服申立手続と違って、訴訟は刑務所側にとっても真剣勝負だし、証人として尋問を受ける個々の刑務官も嫌がるので、被収容者側にとっては一矢報いた痛快さがあります。しかし、それだけに難しくなる問題があります。

(1) 事実立証の困難

職員の暴行や懲罰など事実関係が争いになる事案では、立証の困難がつきまといまいます。刑事裁判と違って、国賠訴訟や行政訴訟では被収容者側が原告になりますから、請求を基礎づける事実を立証できなければ、原告側敗訴となります。証人に話を聞いた、刑務所が保有する記録を証拠保全するにも、代理人なしでは非常に困難です。

(2) 費用倒れのおそれ

代理人として弁護士を付けるには多額の費用がかかります。費用に見合うだけの事案となると、被収容者が死傷したなど場合などに限られてしまいます。

(3) 本人訴訟には出廷の壁

信書の差止めや書籍の閲読不許可など事実関係の争いない事案では、法律知識さえあれば本人訴訟も可能です。しかし、刑務所相手の訴訟に限らず民事訴訟での出廷を保障する施設はほとんどありません。護送に人員を割きたがらないからです。

本人訴訟で原告が出廷できない場合の裁判所の対応はまちまちですが、最悪の場合、訴えを却下する裁判所もあります。

(4) 所長の裁量を広く認める判例の傾向

このようないくつも壁を乗り越えて判決までたどり着いたとしても、被収容者側の勝訴の可能性は高いとは言えません。例えば、信書の差止めや書籍の閲読不許可について、実害発生の「相当の蓋然性」という比較的厳しい要件を要求する最高裁判例でも、そのような「蓋然性」があるかないかの認定については、「障害発生の相当の蓋然性があるとした長の認定に合理的根拠があり、その防止のために当該

制限措置が必要であるとした判断に合理性が認められる限り、長の右措置は適法として是認されるべきである」と所長の広い裁量権を認めています。

また、賠償額も予想外に少なくなります。相当にひどい暴行でも後遺症が残らなければ、慰謝料で15～20万円、弁護士費用5万円前後、施設内なので治療費も休業補償もゼロという例もあります。暴行以外ならさらに少なくなるでしょう。

▼それでも訴訟が必要なとき

訴訟にはこうした難しさがありますが、他の手続きで埒があかないような場合には検討せざるをえません。

しかし、監獄人権センターとして訴訟についてアドバイスできることは、ごく一般的なことに限られます。個々のケースにおける具体的な事情によって、事前の準備も、勝訴の見込みも、様々です。弁護士でしかできない手続きもあります。

そんな場合、各地域で設けられている「法テラス」がそうした法律相談を受けています。「面談」を基本としていますが、被収容者からの手紙相談に対応するところも増えてきており、勝訴の可能性や、代理人の斡旋・紹介についても相談できます。

法テラスは、地方事務所・支部・出張所のほか、全国各地に法テラスのスタッフ弁護士が常駐する法テラス法律事務所を設置しています。各地の法テラス法律事務所に手紙を出して相談することも考えられます。

法テラス地方事務所、法テラス法律事務所の連絡先は、法テラスのホームページに掲載されています。調べてもらえる家族や知人がいない場合は、現在いる施設の方に問い合わせてください。

* お近くの法テラスはこのホームページで探せます。

お近くの法テラス(地方事務所一覧)

<http://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html>

刑事施設や刑務官個人の行為が拷問や虐待と言えるほどひどい場合に、他の手段と組み合わせて使うことがあるくらいでしょう。

請願はどここの官公庁に対してもできますが、請願を受けた官公庁は応答する義務はないので、言

いっ放しに終わる場合が多いでしょう。

以下は、最も使いやすい刑事被収容者処遇法上の不服申立てと刑事施設視察委員会への投書にしばって、利用の仕方を紹介します。

2 刑事被収容者処遇法が新設した不服申立制度の意義

旧監獄法の時代には、被収容者の不服申立手段といえば、巡閲官・法務大臣への「情願」と「所長面接願い」くらいしかありませんでした。情願は請願の一種であり、所長面接は苦情処理の一種なので、法務大臣や所長にはこれを「誠実に処理する」義務はありましたが具体的に応答する義務はなく、ただ聞き置かれるだけの場合も多くありました。つまり、被収容者については応答義務のある「行政上の不服申立制度」といえるものが欠如していました。

一般市民であれば、国や自治体の職員から違法不当な扱いを受けた場合には、訴訟の他に行政不服審査法に基づく審査請求や異議申立てができます。この行政不服審査制度は、実際にも、労働災害の認定や公務員の懲戒処分、行政文書の開示請求やさまざまな給付申請が拒否された場合などによく利用されています。これは原則として行政庁のあらゆる処分に対して行うことができます（一般概括主義）。

しかし、「(矯正施設への) 収容の目的を達成するために、これらの施設に収容されている者に対して行われる処分」については、この行政不服審査法の適用が除外されています（同法 4 条ただ

し書 9 号）。行政不服審査法の適用が除外される分野でも、特別の不服申立制度が設けられている場合もあります（例えば、検察官や司法警察職員の処分も行政不服審査法の適用が除外されていますが、代わりに刑事訴訟法で準抗告の制度を設けています）。矯正施設の被収容者にはこれに代わる独自の不服申立制度も設けられていませんでした。

刑事被収容者処遇法の「審査の申請」と「事実の申告」の制度は、被収容者の手続的権利の保障が弱く、申立権の対象が非常に限られている点で不十分ではありますが、行政不服審査に代わる特別の「行政上の不服申立制度」を被収容者について創設したものといえます。

このような意味での「不服申立制度」に当たるのは「審査の申請」と「事実の申告」ですが、刑事被収容者処遇法では、この他に苦情処理制度である「苦情の申出」も一緒に規定しています。職員に対する秘密の保障や不利益取扱いの禁止などは、「審査の申請」と「事実の申告」だけでなく、苦情処理制度である「苦情の申出」にも適用されます。

3 審査の申請

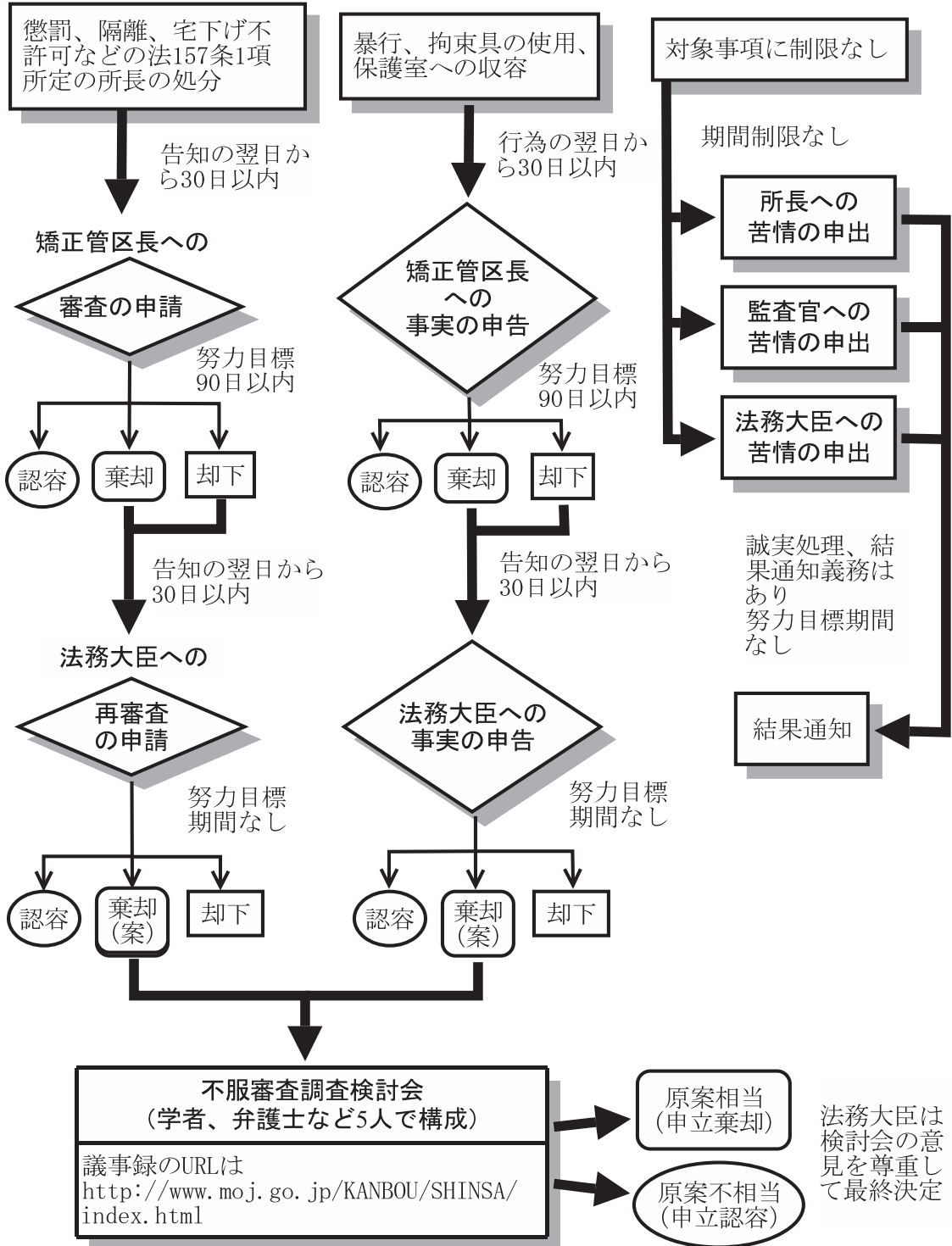
(1) 審査の申請ができる事項は限られている

審査の申請ができるのは、所長が行う行政処分のうち、刑事被収容者処遇法（以下、「法」と略す）

157 条 1 項 1 号～ 16 号に列挙されている以下の処分に限られます。

①受刑者以外の被収容者の自弁物品の使用不許可

刑事被收容者処遇法の不服申立制度



②領置金の使用の不許可、保管私物と領置金品の宅下げの不許可

(領置品の使用不許可、書籍以外の差入れ購入の不許可は含みません。どのような私物の使用を許すかは刑罰の内容そのものだという考え方なのでしょう。)

③指名医による診療の不許可、中止

(通常の医療措置や医療放置に対する不服は含まれません。医師の専門的判断が介在するのと、件数が増えるからというのが理由でしょう。)

④一人で行う宗教行為の制限

⑤書籍・新聞の閲読の制限

⑥検閲のための翻訳費用を負担させる処分

⑦保安上の隔離及びその期間更新

⑧釈放時の作業報奨金の支給に関する処分

⑨作業上の負傷・疾病が症状固定した場合の障害手当金の支給に関する処分

⑩作業上の負傷・疾病が釈放時に症状固定していない場合の特別手当金の支給に関する処分

⑪信書の発受の相手・内容・方法による制限、自作の文書図画の宅下げに関する制限

⑫差し止めた信書、削除した信書の一部、信書の抹消部分の複製を釈放時に引き渡さない処分

⑬面会・電話通信・信書の検閲のための通訳・翻訳費用を負担させる処分

⑭懲罰(ただし、執行を終了した懲罰を含まないという大問題がある。)

⑮反則行為に関わる物を国庫に帰属させる処分

⑯反則取調べのための隔離及びその期間更新

医療措置や自弃物品の使用、制限区分や居室の指定など、場合によっては被収容者にとって切実な意味を持つ処分が、おそらくは立法技術的な理由(つまり、重要なものとそれほどでもないものを区別して件数を絞り込むための基準が立てにく

いなどの理由)からか抜け落ちており、法改正によって対象事項をもう少し拡大することが今後の課題です。しかし、現状ではこの16項目に当てはまらない限り、審査の申請をしても「不適法」として却下されます。

(2) 申請期間の制限(30日以内)に要注意

審査の申請は、「措置の告知があった日の翌日から起算して30日以内」にしなければなりません(法158条1項)。また、申請は処分を受けた被収容者本人しかできず(法157条2項)、弁護士や家族・友人が代理人や補佐人に付くこともできません。証拠提出の権利も保障されていません。

また、懲罰など短期間で執行が終わってしまう処分については、執行が終了した時点で「取消しの利益が消滅した」として申請が却下されるという問題があります。これについては、コラムで詳しく説明しているので、そちらをご覧ください。

(3) 申請の方法

矯正管区長に対して書面でしなければなりません(法157条1項)。作成要領付きの申請用紙(全国共通)を施設が用意しているので、それを使えばよいでしょう。書き切れない場合は便箋で追加することもできます。

申請書を書くのに願箋提出を要求し、願箋を提出しないと申請用紙を交付しない施設もあるようですが、刑務所側がなかなか定型の用紙を交付しない場合は、便箋に書いて直接郵送することも可能です。通達でも直接郵送することを認めています。

申請書の書き方のポイントは、「申請の趣旨」と「申請の理由」を簡潔に要点を押さえて書くことです。「申請の趣旨」は、訴訟でいえば「請求の趣旨」に当たるもので、処分を特定しそれに対してどのような裁決を求めるのかを一言で書きま

「取消しの利益」～執行を終了した懲罰に対する審査の申請を却下する扱いの問題点～

(1) 「取消しの利益」とは

被収容者による不服申立てといえど誰もが真っ先に思い浮かべるのは、懲罰に対する審査の申請です。実際の件数もこれが一番多いと思われる。しかし、懲罰に対する審査の申請は、現実にはほとんどの場合「不適法」として「却下」されています。その理由は、「執行を終了した懲罰は取り消しても原状回復が不可能なので、実質審査をする意味がないので却下する」というものです（これを縮めて「執行を終了した懲罰処分は取消しの法的利益がない」ともいいます）。

確かに、「訴えの利益」「取消しの利益」がなければ却下というのは訴訟法の大原則で、執行を終了した懲罰に対する取消しの訴え（行政訴訟）をこの理由で却下した裁判例は多数あります。これは訴訟ではない「行政上の不服申立制度」にも当てはまる理屈ですから、執行を終了した懲罰に対する審査の申請を却下する扱いにも合理性がないわけではありません。

しかし、この扱いには問題があります。何よりも、懲罰に対する不服申立ては、被収容者が求める不服申立ての最たるものですから、これすらほとんどが不適法却下（門前払い）では、「審査の申請」の制度の存在意義が問われます。

(2) 執行終了後も救済すべき利益は残る（法改正の必要性）

したがって、結論から言えば、執行を終了した懲罰も審査の申請の対象なることを、法157条に明記するよう法改正をすべきだと思います。そのような法改正を根拠付ける理由は以下のとおりです。

① まず、裁判所が外部から行政措置の違法性をチェックする行政訴訟と、行政機関が内部的に行政行為の違法・不当性をチェックする行政上の不服申立制度とは、制度目的が違うから、同じ基準を採用する必然性はありません。行政上の不服申立制度の対象の方が行政訴訟の対象よりも間口が広くても、何ら不自然ではありません。

② 執行を終了した懲罰にも「取消しの利益」が全くないとはいえません。懲罰を受けたことが身分帳に記載されてさまざまな不利益を受ける点をとらえて、「取消しの利益」を認めた裁判例も少数ながらあります。

実際、優遇区分に関する被収容者処遇規則53条3項では「刑事施設の長は、前号に規定する受刑者がその評価期間が経過した後に反則行為（懲罰を科せられるべき行為をいう。以下同じ。）をした場合において、必要があると認めるときは、その評価期間における受刑態度に加えて、その反則行為の性質、軽重及び動機、反則行為後におけるその者の態度その他の事情を評価し、その評価に基づき、優遇区分を指定し、又は優遇区分の指定を下位の優遇区分の指定に変更することができるものとする。」としており、懲罰を受けた事実が優遇区分の決定に影響することを明文で規定しています。これは旧監獄法時代にはなかった新たな制度で、これをもって「取消しの法的利益」と考えることもできます。

③ 被収容者処遇法が創設したもう一つの不服申立制度である「事実の申告」は、「取消しの利益」がそもそも初めから考えられず、それ

ゆえ行政訴訟の対象にならない「継続性のない事実行為」について、刑事施設の特殊性から特に不服申立てを認めたものです。「事実の申告」との対比からも、審査の申請について厳密に「取消しの利益」を要求しなければならない必然性はありません。

④ そして、何よりも、被収容者が不服申立てを最も求めている懲罰についてすら却下で終わるようでは、刑事被収容者処遇法の不服申立手続の信頼性・実効性は地に落ちてしまいます。

(3) 現状を前提とした対応策（矯正管区・法務大臣に求められる対応）

執行を終了した懲罰に対する審査の申請を却下している現状で、懲罰に対する審査の申請を実質審査させるためには、以下のような狭い道を通らなければなりません。

① 懲罰の言渡しがあったらすぐに審査の申請をします。閉居罰や図書閲読禁止罰を執行中に不服申立ての申し出があった場合には、申請書の作成期間（最大7日）懲罰の執行を停止す

るか、1日4時間を下回らない範囲で申請書の作成をさせなければなりません（矯正局長通達）。

② 懲罰を科した所長はもちろん、審査の申請を受けた矯正管区長も職権によって不服申立てがあった処分の執行を停止することができます（法159条による行政不服審査法の準用）。少なくとも、懲罰に対して審査の申請があった場合には、所長または矯正管区長は審査の申請について裁決があるまで、懲罰の執行を停止すべきです。被収容者には執行停止の申立権はありませんが、矯正管区長の職権の発動を促す意味で、審査の申請の際に「懲罰の執行を停止し、実質審査をすべき」ことを明記しておくといよいでしょう。

③ 矯正管区長は懲罰の執行が終了した場合にも、ただちに却下とせず、却下の裁決書に「なお書き」で実質審査の結果を示すべきです。法務大臣も再審査の申請を単に却下するのではなく、同様の対応をすべきでしょう。

す。例えば、懲罰であれば「私に対して○年○月○日に告知された懲罰の取消しを求める」という具合です。「申請の理由」は、訴訟でいえば「請求の原因」に当たるもので、その処分のどこがなぜ違法又は不当であるのかを過不足なく書きます。あまりダラダラといくつものことを書くと、かえって論点をはぐらかされるので、問題の核心に絞って書きましょう。

申請書を作成して施設の職員に発送を申し出れば、それ以降の発送に要した日数は期間制限の30日には算入されません。申請書の内容を刑務所職員は見ることができず（法169条）、秘密を確保するための手続上の配慮もされています（訓

令・通達）。ただし、裁決書は施設にも送られるので、裁決が出た段階では申請の内容は施設にも知れます。しかし、審査の申請をしたことによる不利益取扱いも禁止されています（法170条）。

(4) 矯正管区長の職権と裁量による執行停止

矯正管区長は「必要があると認めるときは」職権で原処分の執行停止をすることができます（法159条による行政不服審査法34条2項の読替え準用）。被収容者に執行停止の申立権はありませんが、職権発動を強く促す趣旨で「執行停止の職権発動を求める」と申請書に明記してもよいでしょう。特に懲罰など執行を終了すると却下されてしまう事案については、執行停止を強く求めて

おく必要があります。

(5) 矯正管区長の裁決期限と裁決の種類

矯正管区長は「できる限り 90 日以内に裁決するよう努めるものとする」されています（法 161 条 1 項）。申請に対する裁決は「却下」「棄却」「認容」の 3 種類があります。「却下」は「不適法につき却下」ということで、申請期間を過ぎていたり、申請できる事項でなかった場合のように申請の手續に不備がある場合の「門前払い」の裁決です。

「棄却」は「理由なし棄却」ということで、申請の内容を検討した上で、処分を取り消す理由がないと判断して原処分を取り消さないとする裁決です。「認容」は「理由あり認容」ということで、被収容者の申請に理由があると認めて、処分を取り消したり変更したりするものです。

矯正管区長の裁決は書面で行い、理由を付さなければなりません。この点は理由付記を要求しない情願などとの大きな違いです。裁決は申請人に送達され、送達によって効力を生じます（以上、法 161 条 2 項による行政不服審査法 40 条、41 条、42 条の準用）。

(6) 裁決の効果

取消し・変更の裁決は告知（送達）によって直

ちに効力を生じます。これが認容裁決の本来の効果です。これによって、例えば、隔離処分は効力を失い隔離を続けることができなくなるので、施設側は隔離を解除して集団処遇に戻さなければなりません。

認容裁決にはこの他に、原処分をした施設長を法的に拘束する効力があります。この拘束力とは次の 3 つを意味します。①施設長は裁決に対して訴訟を含めていかなる手段でも争えません。②被収容者の申請に基づく処分（例えば、指名医による診療の申請を不許可とした処分）が取り消された場合は、それだけでは単に処分がなかったことになるだけなので、施設長はさらに裁決の趣旨にしたがった処分（つまり指名医による診療を許可する処分）を行わなければなりません（以上、法 161 条 2 項による行政不服審査法 43 条 1 項 2 項の準用）、③また、明文の規定はありませんが、理論上当然に、原処分と同一事情のもとで同一の理由で同一の処分をできないという拘束力があります（反復禁止効）。

(7) 再審査の申請

審査の申請が棄却又は却下された場合には、裁決の告知があった日の翌日から起算して 30 日以内に、法務大臣に対して「再審査の申請」を行う

審査の申請、事実の申告の申立件数と結果 (2006 年 5 月 24 日～2007 年 12 月末日)

※「事実の申告」に比べて「審査の申請」の申請の却下率が圧倒的に高いのは、「執行を終わった懲罰」事例が多いためと思われる。

2006（平成 18）年（5 月 24 日以降）

区 分		申 請	認 容	棄 却	却 下	取下等
審査の申請	対管区長	1,774	8	294	1,408	64
	対法務大臣 (再審査)	338	0	34	269	35

区 分		申 告	事実有	事実無	不適法	取下等
事実の申告	対管区長	590	0	257	271	62
	対法務大臣	156	0	56	67	33

2007（平成 19）年

区 分		申 請	認 容	棄 却	却 下	取下等	未処理
審査の申請	対管区長	3,075	6	585	2,036	101	347
	対法務大臣 (再審査)	763	2	81	494	16	170

区 分		申 告	事実有	事実無	不適法	取下等	未処理
事実の申告	対管区長	880	0	390	300	110	80
	対法務大臣	222	0	90	73	12	47

出典：『法律時報』80 巻 9 号 「新法における被収容者の不服申立制度」（青山純・法務省矯正局矯正監査室長）より

ことができます(法 162 条)。その方法や手続は、法務大臣の職権による執行停止を含めて、審査の申請の場合と同様です。

(8) 第三者機関(不服審査調査検討会)によるチェック

法務大臣への「再審査の申請」を棄却する場合には、学者や弁護士などで構成される「刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会」(以下、「不服審査調査検討会」と略す)のチェックを受けることになっています。この機関は刑事被収容者処遇法にも被収容者処遇規則(法務省令)にも規定されていませんが、「行刑改革会議の提

言」に基づいて 2006 年 1 月に法務省内に設置され、活発に活動しています。これまでも、外部交通の制限に関する事案などを中心に、法務大臣の原案のいくつかを覆したり、再調査させたりしています。不服審査調査検討会の事案処理の結果の概要は、法務省のホームページで公開されています。

これは情報公開・個人情報保護審査会と似た仕組みです。情報公開・個人情報保護審査会が相当の実績を積み重ねているだけに、同様の役割を果たすことが期待されます。

4 事実の申告

(1) 事実の申告ができる事項

審査の申請の対象が刑事施設の長の処分(法律行為)だったのに対して、事実の申告の対象は刑事施設の職員が行う事実行為のうち、法 163 条 1 項 1 号～3 号に列挙された以下の事項に限られます。

- ① 身体に対する違法な有形力の行使
- ② 違法又は不当な捕縄、手錠、拘束衣の使用
- ③ 違法又は不当な保護室への収容

①については「違法」と言える場合に限られますが、②③については「不当」と言える場合も含まれます。

これらの事実行為は、刑事施設の長が予め被収容者に禁止や命令で義務を科すいとまのない緊急事態に認められる事実行為(「行政上の即時強制」といいます)で、短時間に終了してしまい(「一過性の事実行為」といいます)、後から原状回復する方法がないので、通常は行政訴訟や行政上の不服申立ての対象にはならない性質の行為です。

このような行為については、従来なら国家賠償請求訴訟による金銭賠償が唯一の救済方法でし

た。しかし、刑事施設ではこのような即時強制が日常的に行われており、それが名古屋刑務所事件のような違法な暴行に発展する危険性があるので、「行刑改革会議の提言」でも事実行為を対象とする不服申立制度の創設が提言されていました。

事実の申告は、このような「一過性の事実行為」の違法性・不当性を審査し、将来に向かって違法・不当な事実行為を抑止するために、刑事被収容者処遇法が特別に創設した他の分野には類例のないユニークな不服申立制度です。

(2) 手続は審査の申請とほぼ同じ

事実の申告の場合、「審査の申請」「再審査の申請」に当たるものを「矯正管区の長に対する事実の申告」「法務大臣に対する事実の申告」といいます。申立ての手続は審査の申請の場合とほとんど同じです。裁決が書面で理由を付けて通知されることや、「法務大臣に対する事実の申告」を棄却する場合には第三者機関である不服審査調査検討会のチェックを受けること、なども全く同じです。

(3) 執行停止は想定されていない

事実の申告には、審査の申請の場合と違って、矯正管区長や法務大臣の職権による執行停止の制度はありません。これは、事実の申告の対象が短時間に終了する事実行為なので、執行停止が必要になるような場面が想定されていないからです。

もっとも、事実の申告の対象のうち保護室収容については、更新の上限が法定されておらず、長時間継続する可能性がないわけではありません。しかし、保護室収容中に事実の申告をすることは事実上不可能なので、仮に執行停止の制度を設けても実効性はないでしょう。それよりも、保護室収容期間に上限を設け、長時間の保護室収容の可能性自体をなくすことが重要です。

(4) 裁決の効果

事実の申告における認容裁決の本来の効果は、申告された事実行為が違法又は不当であったことを確認し本人に通知することですが、矯正管区長

が必要と認めるときは「同様の行為の再発の防止のために必要な措置その他の措置」をとることになっています（法 164 条 1 項、4 項）。

事実の申告の対象は一過性の事実行為なので、原状回復という形での目に見えた救済方法は不可能です。このような場合の間接的な救済方法として、他の分野では、例えば不当労働行為に対する救済方法として謝罪文の交付を命ずる制度などがありますが、刑事被収容者処遇法ではそのような思い切った救済方法は採用されていません。

事実の申告の対象は施設長の処分ではなく個々の職員の行為なので、厳密な意味では、認容裁決の施設長への拘束力というものは想定できません。しかし、矯正管区長の裁量による再発防止措置を待つまでもなく、違法又は不当と裁決された行為の再発防止義務が施設長には当然に生じるというべきでしょう。

5 苦情の申出

(1) 苦情の申出ができる事項、申出の相手

苦情の申出は旧監獄法の「情願」に似た制度です。苦情の申出ができる事項は、「自己が受けた処遇」に関するものなら制限はありません。申出の相手は法務大臣（法 166 条）、監査官（法 167 条）、刑事施設の長（法 168 条）です。「審査の申請」や「事実の申告」と違って、いきなり「法務大臣に対する苦情の申出」をすることもできます。

(2) 申出の方法

苦情の申出には申出期間の制限もありません。法務大臣への苦情の申出は書面でしなければなりません。監査官や所長に対しては口頭でもできます。法務大臣と監査官あてには全国共通の用紙を施設が用意しているので、それを使ってもよいでしょう。刑務所職員に内容を知られないための

措置や不利益取扱いの禁止は審査の申請などと同様に保障されています（法 169 条、170 条）。

監査官に対する苦情の申出は、監査官が「実地調査」に来所したときに行うことが想定されているようです。監査官の実地調査は各施設について「毎年一回以上」行うことになっています（法 5 条）。

(3) 処理結果の通知

苦情の申出については、「これを誠実に処理し、処理の結果を…通知しなければならない」（法 166 条 3 項、167 条 4 項、168 条 4 項）として、いるのみで、審査の申請や事実の申告のような回答期限も、「通知」に理由を付記することも要求されていません。また、旧監獄法施行規則にあった「所長面接」制度のように、所長やその代理者

が受刑者と面接することも要求されていません。

しかし、「誠実処理」には面接して事情聴取したり、措置の説明をすることも含まれ、請願や苦情の処理は施設長の一般的な職務でもあるので、旧法下でと同様に所長や担当幹部に面接を求める

6 刑事施設視察委員会への投書（意見・提案）

刑事施設視察委員会は刑事被収容者処遇法で新しく設けられた機関で、刑務所・拘置所の本所ごとに「〇〇刑務所視察委員会」のような名前で設置されています。地元の弁護士会や医師会や自治体などから推薦された人を法務大臣が任命します。視察委員会は刑事施設の運営について所長に意見を述べる権限を持っています。被収容者と面接して事実を調査したり、職員に資料の提出を求めることもできます。「委員会が述べた意見はできる限り、刑事施設の運営に反映させなければならない」（矯正局長通達）ことになっています。

(1) 投書できる内容

視察委員会に投書できる事項に制限はありません。視察委員会は個人の不服申立てを審査する機関ではないので、自分の処遇に対する具体的な救済を求めることはできず、また、個々の提案に逐一回答を期待することもできません。

しかし、自分の処遇に関することでも他の被収容者にも共通する扱いであったり、処遇の根拠となっている規則についての意見・提案なら問題はありません。施設側で用意する投書用紙の表題は「意見・提案書」となっていますが、処遇についてのあらゆる項目が挙げられており、希望する対応も「改善してほしい」「調査してほしい」「施設や上級庁に伝えてほしい」と選べるようになっています。委員との面接を希望することもでき、実際に多くの施設で委員による面接が実施されています。

のもよいでしょう。実際に、多くの施設で新法下でも旧法時代の所長面接と同様に「代理者による事情聴取」「代理者による口頭での通知」や「教示」という形で幹部面接が行われているようです。

また、年に1回、各施設ごとの視察委員会の活動とそれに対する刑務所側の対応をまとめた報告書が、法務大臣官房から公表されます。これによると、視察委員会の意見を受けて、これまでカレーを箸で食べていたのをスプーンに変えた施設や、職員が名札を付けるようになった施設もあります。

(2) 投書の方法、投書の扱い

各施設に設置されている「提案箱」に投かんする方法と手紙で直接「〇〇刑務所視察委員会」あてに郵送する方法があります。施設側は「提案箱」方式を推奨していますが、直接郵送も訓令・通達で認められています。どちらの場合にも、施設側が用意している用紙に記入してもよいし、私物の便箋に自由な形式で書くこともできます。用紙を交付するのに願箋提出を要求する施設もあるようですが、審査の申請などの場合と同様、このような扱いに法的な根拠はありません。用紙を交付しない場合は、便箋に簡潔明瞭に提案を書いて、直接郵送で投書すればよいでしょう。視察委員会あてと明記すれば、施設側は検査できません。

視察委員会への投書は、「審査の申請」「事実の申告」「苦情の申出」の場合と同様に、施設の職員が読むことができないように保管されます。視察委員会には委員の求めがなければ施設の職員は出席できず、委員会の運営方法や提案の扱いもすべて視察委員会が自主的に決定することになっています。

